

iD会員特約(携帯型:コーポレートカード<マイン>用)

第1条(定義)

「iD決済システム」(以下「本決済システム」という)とは、非接触 IC 技術を活用したクレジット決済システムをいいます。

第2条(iD会員)

1. リソナカード株式会社(以下「当社」という)が発行するクレジットカード(以下「コーポレートカード」という)の法人会員のうち、当社が適当と認める法人会員に所属するコーポレートカードの使用者で、本特約もしくは当社が定める Visa カード & Mastercard 会員規約(以下「会員規約」という)および VISA コーポレートカード<マイン>法人会員特約(以下「マイン特約」という)を承認のうえ、当社所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた使用者をiD使用者とします。また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。
2. 使用者が家族使用者の場合には、当該家族使用者の利用につき責任を負う本使用者がiD使用者である場合に限り、当社は当該家族使用者をiD使用者とするものとします。
3. 本使用者は、iD使用者である家族使用者による本決済システムの利用により生じるすべての責任(利用金額の支払義務を含む)を負うものとします。この場合、iD使用者である家族使用者は、当社が、当該家族使用者による本決済システムの利用内容・利用状況等(本特約で家族使用者の利用とみなす場合を含む)を本使用者に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 本使用者は、iD使用者である家族使用者に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族使用者が本特約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害(iD会員番号、アクセスコード、iD会員情報、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む)を賠償するものとします。

第3条(iD会員番号およびアクセスコードの発行)

1. 当社は、iD使用者に対し、iD会員番号およびアクセスコードを発行し、当社所定の方法により通知するものとします。
2. iD使用者は当社から通知されたiD会員番号およびアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとし、iD使用者本人以外の第三者に使用させてはなりません。
3. iD使用者は、第5条に定める会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し、または盗難された場合には、直ちに当社にその旨届出るものとします。
4. 第三者が、アクセスコードおよび第4条に定める暗証番号(以下「指定暗証番号」という)を使用して第5条に定める会員情報登録のうえ本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD使用者本人の利用とみなします。

第4条(暗証番号)

1. 当社は、iD使用者より申出のあったiDの暗証番号を所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合または当社が定める指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録することがあります。
2. iD使用者は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。iDの利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除

き、iD使用者は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第5条(会員情報登録)

1. 当社は、iD使用者に対しアクセスコードを通知することにより、iD使用者が本決済システムで使用する自己の管理する携帯機器に対して、本決済システムの利用に必要な情報(以下「iD会員情報」という)を登録(以下「会員情報登録」という)することを承認します。なお、iD使用者は、当社が指定する所定の期間(以下「会員情報登録期間」という)内に会員情報登録するものとし、会員情報登録期間終了後に会員情報登録する場合、または一度会員情報登録してから再度会員情報登録する場合には、事前に当社に届出のうえ当社の承認を得るものとします。

2. iD使用者は、当社が指定するダウンロードセンターから本決済システムを利用するために必要なアプリケーション等(以下「アプリケーション」という)を、当社所定の方法で携帯機器にダウンロードしたうえで、アクセスコードおよび指定暗証番号を入力するなどの当社所定の方法により会員情報登録するものとします。ただし、使用携帯機器があらかじめ会員登録が可能な状態となっている場合、当該アプリケーションの設定手続きは省略できるものとします。

3. iD使用者は前項の手続きに先立ち、自己の責任および費用負担において、本決済システムに対応する機能を備えた携帯機器の準備、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約の締結およびその他本決済システムの利用に必要な準備をおこなうものとします。

4. iD使用者が前項の準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、当社は一切の責任を負わないものとします。また、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約が終了した場合には、本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

第6条(iD携帯の利用)

1. iD使用者は、前条第2項に定める手続きをおこない会員情報登録が完了した携帯機器(以下「iD携帯」という)を当社所定の方法で使用するにより、本決済システムの利用が可能な加盟店(以下「iD加盟店」という)での支払い手段とすることができます。

2. iD使用者は、決済用カードの代わりにiD携帯を用いて当社が別途指定する ATM 等において当社所定の操作を行うことにより、会員規約に定めるキャッシングリボまたはキャッシング一括として、当社から現金を借り受けることができます。また、iD使用者は、会員規約に定める方法以外に、当社が別途指定する ATM 等においてiD携帯を用いて当社所定の操作を行うことにより、キャッシングリボまたはキャッシング一括の借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。ただし、本決済システムまたはこれに関連するシステムの仕様上、本項に定めるキャッシングリボおよびキャッシング一括のサービスが受けられない場合があるものとします。

第7条(iD携帯の管理)

1. iD使用者は、iD携帯を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、iD使用者本人以外の第三者にiD携帯による本決済システムの利用をさせてはなりません。

2. iD使用者は、iD携帯につき機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、担保提供もしくは廃棄等のいっさいの処分を行う場合には、当社所定の方法によりその旨届出るものとし、あわせてiD携帯に登録されている会員情報を事前に削除するものとします。

3. iD使用者は、iD携帯に装備された IC チップおよびアプリケーション等につき変造、偽造、複製、分解、解析等を行ってはなりません。

4. iD使用者が前3項に違反したことによりiD使用者本人以外の第三者がiD携帯を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD使用者本人の利用とみなします。

第8条(ご利用代金の支払い)

1. 本使用者であるiD使用者は、本特約に基づく一切の債務を、会員規約およびメイン特約に従いiD使用者が本使用者である当社コーポレートカード(以下「決済用カード」という)の利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。

2. 前項の支払いのうちiD加盟店での利用に係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、決済用カードの支払区分が「いつでもリボ」および「あとからリボ」の場合は、会員規約第31条の定めに基づき支払い、「リボルビング専用カード」および「マイ・ペイすリボ」の場合は特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規約第32条の定めに基づき支払うものとします。

第9条(海外利用代金の決済レート等)

本決済システムの海外のiD加盟店での買物ご利用代金は、取引時点で「iD」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算されます。

第10条(ご利用枠)

1. iD使用者は、決済用カードの利用枠の範囲内で、決済用カードの代わりにiD携帯を第6条に定めるとおり利用できるものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず暗証番号入力を伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定することができ、iD使用者はこれに従うものとします。

3. iD使用者は、当社が適当と認めた場合、本条第1項の規定にかかわらず、決済用カードの利用枠を超えてiD携帯を利用できるものとします。その場合も、iD使用者は当然に支払いの責を負うものとします。

第11条(紛失・盗難)

1. iD使用者は、iD携帯またはiD会員情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により本決済システムにおいて他人に不正利用された場合、使用者は、本決済システムでの当該利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。ただし、当該カードの不正利用代金について、法人会員の管理上の過失に起因したと認められる場合、法人会員は、当該利用代金についてのみ当該使用者と連帯して支払いの責を負うものとします。法人会員および使用者は、当社から法人会員および使用者のいずれかに対する履行の請求が、他方に対しても効力を生じるものとすることに同意します。

2. iD使用者は、iD携帯またはiD会員情報が紛失・盗難にあった場合、直ちにその旨を当社に通知し、最寄の警察署に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出ていただく場合があります。

第12条(会員保障制度)

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社はiD使用者が紛失・盗難により他人にiD携帯またはiD会員情報を不正利用された場合であって、前条第2項の警察ならびに当社への届出がなされたときは、これによってiD使用者が被る本決済システムでの不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、iD携帯の入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年ごとに自動的に更新されるものとします。
3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。
 - (1)iD使用者の故意もしくは重大な過失に起因する損害
 - (2)損害の発生が保障期間外の場合
 - (3)iD使用者の家族・同居人・当社から通知したアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - (4)iD使用者が本条第4項の義務を怠った場合
 - (5)紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6)暗証番号入力を伴う取引についての損害(ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません)
 - (7)前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
 - (8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - (9)その他本特約もしくは会員規約およびマイン特約の違反に起因する損害
4. iD使用者は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第13条(有効期限)

1. iD会員情報の有効期限は、当社が指定し、アクセスコード、その他の当社所定の方法により通知する年月の末日までとします。
2. iD会員情報の有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続きiD使用者として認める場合には、有効期限を更新し、iD使用者に通知します。
3. 前項の場合、iD使用者は改めて第5条に準じて会員登録をおこなうものとします。

第14条(退会、会員資格の取消)

1. iD使用者がiD使用者を退会する場合は、当社所定の方法により当社に届出るものとします。なお、退会後の利用による代金債権は、iD使用者が支払いの責を負うものとします。
2. 法人会員がクレジットカードの法人会員を退会する場合は、全使用者のiD使用者としての会員資格も退会となるものとします。
3. iD使用者が退会などにより決済用カードに関する会員資格を失った場合は、同時にiD使用者としての会員資格を失うものとします。
4. iD使用者はiD使用者としての会員資格を取消された場合または退会した場合、速やかにiD携帯に登録されているiD会員情報を削除するものとします。なお、当該措置をおこなわなかったことにより第三者がiD携帯を本決済システムで利用した場合、当該第三者による利用をiD使用者本人の利用とみなします。

第15条(再発行)

1. 当社は、会員情報登録前のアクセスコードの紛失もしくは盗難等、またはiD携帯の機種変更、紛失、盗難または破損等の理由により、iD使用者がiD会員番号およびアクセスコードの発行を希望し当社が適当と認めた場合にはiD会員番号およびアクセスコードを再発行します。
2. 前項の場合、iD使用者は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第5条に準じて会員登録をおこなうものとします。

第16条(利用停止措置)

当社は、法人会員およびiD使用者が本特約もしくは会員規約およびマイン特約に違反した場合またはiD携帯もしくは決済用カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、法人会員およびiD使用者に通知することなくiD携帯による本決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、法人会員およびiD使用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

第17条(本サービスの中止、一時停止)

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、法人会員およびiD使用者に対する事前の通知なく、本決済システムにおけるiD携帯の取扱いの中止または一時停止することができます。この場合、当社は、本決済システムにおけるiD携帯の取扱いを中止または一時停止することにより、法人会員およびiD使用者に対する損害賠償義務等のいっさいの責任を負わないものとします。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、本決済システムにおけるiD携帯の取扱いが困難であると当社が判断した場合。
- (2) その他、コンピュータシステムの保守他、当社が已むを得ない事情で本決済システムにおけるiD携帯の取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合。

第18条(免責)

1. 当社は、iD使用者がiD携帯を使用して本決済システムを利用したことにより、iD携帯の各種機能またはiD携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、iD使用者または第三者に損害が発生した場合でも、当社に故意または重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。
2. 当社は、本特約に別途定める場合を除き、iD携帯およびiD携帯に装備された IC チップ等の欠陥、品質不良等の原因によりiD使用者がiD携帯を使用して本決済システムを利用することができない場合でも、責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による当社が指定するアプリケーションの技術欠陥、品質不良等によることが明らかな場合はこの限りではありません。

第19条(特約の変更、承認)

本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にiD携帯を本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第20条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約およびマイン特約を適用するものとします。

「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約(iD会員)

第1条(用語)

本特約に定める用語は、「iD会員特約(コーポレートカード<マイン>用)」における場合と同じ意味を有するものとします。

第2条(同意)

1. iD使用者は、iD使用者からのお問合せに対する対応、会員情報登録状況の管理のため、下記①から③の情報について、当社が保護措置を講じたうえで収集(携帯電話通信業者が当社に使用携帯機器に関する情報を提供し、当社が当該情報の提供を受けることを含む)・保有・利用することに同意します。

①使用携帯機器に関する情報(携帯機器本体内の IC カード固有の番号、携帯電話契約者番号、機種名・製造番号等の通信機器本体に関する情報をいいます)

②使用携帯機器への指定アプリケーションの登録状況

③iD会員情報の登録状況

2. iD使用者は、当社が下記の目的のために前項の①から③の情報を利用することを同意します。

①当社のクレジットカード関連事業の調査分析、商品開発

②iD決済システムに関連するアフターサービスの提供

③当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動

※ なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)によってお知らせします。

第3条(同意条項の準用および本特約の位置付けおよび変更)

1. 本特約は、iD会員特約(コーポレートカード<マイン>用)の一部を構成し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」(以下「同意条項」という)に追加して適用されます。

2. 本特約第2条に定める事項については、同意条項第4条、第5条、第7条から第11条を適用するものとします。この場合、同意条項の「第1条第1項」は「本特約第2条第1項」に、「第1条第2項」は「本特約第2条第2項」に、それぞれ読み替えるものとします。

3. 本特約は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

(2018年10月改定)